

介護予防・日常生活支援総合事業 第一号訪問事業運営規程

【沿革】

平成28年4月1日 制定 平成30年2月1日 一部改正
令和2年4月27日 一部改正 令和8年1月13日 一部改正
令和8年2月19日 一部改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人厚真町社会福祉協議会（以下「法人」という。）が開設する厚真町社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 厚真町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 北海道勇払郡厚真町京町158番地

(職員の職種、員数及び職務内容・指定訪問介護と指定介護予防訪問介護を兼務)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 1名（訪問介護員を兼ねる）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 介護福祉士 4名（常勤職員1名、非常勤職員3名）
2級課程修了者 1名（非常勤職員1名）
訪問介護員等は訪問型サービスの提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 休業日 日曜、祝祭日及び12月30日から1月4日までとする。ただし、管理者が特に必要と認める場合にはこの限りではない。
- (3) 営業時間 月曜日～金曜日 午前8時30分から午後5時30分までとする。
土曜日 午前9時00分から午後12時00分までとする。
- (4) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問型サービスの内容及び利用料等)

第6条 訪問型サービスの内容は次のとおりとし、訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚真町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の定める基準によるものとし、当該指定訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 相談・助言
- (4) 予防訪問介護

2 第8条の通常の実施地域を越えて行う訪問型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から片道10キロメートルまで 500円
- (2) 事業所から片道10キロメートルを超える分については、片道1kmにつき50円を加える。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第8条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(通常の実業の実施地域)

第9条 通常の実業の実施地域は、厚真町の全域とする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2日以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年1月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年2月19日から施行する。